



2024年2月 定例会セミナー

23 February 2024

KPMG Česká republika

末正 響

Introduction

01 2024年法改正：労働法及び所得税法に関するアップデート (15分)

Legal change in 2024: Update on Labor Code and Personal Income Tax (15 min.)

02 移転価格と税務調査 – 最近の傾向と抑えるべきポイント (10分)

Transfer Pricing and Tax Audit Risk (10 min.)

03 親と子の仁義なき戦い ～グローバルミニマム課税「第二の柱」のよくある誤解と解説 (25分)

Global Minimum Tax “Pillar 2” – Frequent misunderstandings and their explanations (25 min.)

01

2024年の法改正 に関する情報

Legal change in 2024: Update on Labor Code and Personal Income Tax

労働法 アップデート

DPP/DPĈに関する変更内容
その他の雇用関係の主な変更
最低賃金指数化制度

Update on Labor Code

DPP/DPČに関する変更内容

DPP 職務遂行契約

一時的な労働力（パートタイム）

- 労働時間は年間300時間が上限
- 所得税率は15%
- 所得が月CZK10,000以下であれば健康保険・社会保険の肩代り不要
- 有給休暇不要、その他HPPで求められる取り決めのうち大部分が不要

DPČ 業務遂行契約

DPPよりも長期的な労働力（パートタイム）

- 労働時間は週平均20時間が上限
- 所得税率は15%
- 所得が月CZK4,000以下であれば健康保険・社会保険の肩代り不要
- その他DPPと同様の取り決め

HPP 雇用契約

最も一般的な雇用契約

- 無期及び有期契約
- 時短勤務に変更することも可能
- 所得税率は15%–23%
- 最大労働時間は週40時間（残業あり）
- 健康保険・社会保険の加入必須
- 就業開始日、職場、休憩時間、試用期間、雇用終了手続、有給休暇の定めが詳細に決められている

Update

※上記以外に派遣契約及び個人事業主の形態あり

DPP/DPČに関する変更内容

- (DPPのみ) 社会保険料支払い義務が拡大し、月額賃金がチェコの平均賃金の25%（複数契約の場合40%）未満の場合、健康保険・社会保険の支払い義務免除
- 労働時間を少なくとも3日前に、又は合意に基づいて計画する義務
- 障害者雇用、休暇の権利あり—金銭的補償なし
- 割増賃金の受給資格 (夜勤、特殊勤務手当、休日勤務)
- 有給休暇の権利 (2024年1月現在)
- 最小限の毎日および毎週の休息の権利
- 従業員が解雇の正当な理由を書面で要求することが可能
- 雇用関係において雇用主に雇用を求める従業員の権利

その他の雇用関連の主な変更

- 在宅勤務につき文書による合意が義務化（15日前の通知または合意に基づき終了可能）
- 在宅勤務時には扶養家族（9歳までの子供）が居る場合の特別な取り扱いあり
- 雇用契約は、電子的な合意によって締結・終了できる
- 雇用関係の一方向的な終了・マネジメントポジションからの解任は、以下の方法での伝達が要求される
 - 1) 雇用者の職場
 - 2) 従業員と連絡が取れる場所
 - 3) データボックス経由
 - 4) ネットワークまたは電子通信サービス（従業員の私用電子アドレス得る必要あり）
 - 5) 上記方法が不可能な場合、自宅への郵送
- 人材派遣業者への審査の厳格化（預託金増加、労働局への追加情報提供義務など）
- 新規に締結する労働契約につき、雇用手続、試用期間、時間外労働などの記載義務拡大

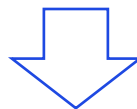
最低賃金指数化制度 (minimum wage indexation mechanism)

- ✓ EU理事会により決定された、十分な水準の最低賃金に関する指令案に基づく制度（法制化時期未定）
- ✓ 指数化制度が導入された場合、最低賃金は、国内平均総賃金のおよそ45～50%の間となるよう設定される
- ✓ 2024年度の最低賃金はCZK 18,900 (前年度CZK 17,300)
- ✓ 2023年の平均賃金（約4万2千CZK）を踏まえた場合、制度導入後の最低賃金は約2万CZKを超える可能性も

客観的な指標
(月次平均賃金等)



一定の倍率



制度の導入後は定期的な最低賃金・平均賃金の上昇が予想される

所得税法 アップデート

従業員課税のビフォーアフター

Update on Personal Income Tax

2024年1月1日からの従業員課税に係る変更

	2023	2024
累進課税率23%	月平均給与の48倍CZK 1,935,552/年 CZK 161,296/月	月平均給与の36倍CZK 1,582,812/年 CZK 131,901/月
確定非現金給付	非課税（無制限）	月平均給与の半分まで非課税 (2024年は21,983 CZK)
配偶者控除 (CZK 24,840)	年間所得<CZK 68,000	年間所得< CZK 68,000、かつ3歳までの子どもを養育する場合のみ
就学前教育費の税額控除 (従業員本人が負担した場合のみ)	CZK 17,300まで	削除
社用車・自家用車	1%/0.5%	1%/0.5%/0.25%
社会保障-従業員負担分	6.5%	7.1%

2023年と2024年の税計算比較

デフォルトの仮定:

- CZK 200万の給与
- 特定の暦年における妻の世界所得が68,000 CZKを超えないこと
- チェコ共和国在住の扶養児童2名:
 - 5歳→従業員本人が支払うCZK 8,000の年間就学前費用
 - 10歳→現物給付として事業主が支払う10万 CZKの年間授業料

	2023 (CZK)	2024 (CZK)	増減額 (CZK)
総雇用所得	2,000,000	2,000,000	
現物給付 (授業料)	0	78,017	
課税標準 (四捨五入)	2,000,000	2,078,000	
納税義務合計 (15%+23%)	305,156	351,316	
納税者税額控除 (基礎控除)	-30,840	-30,840	
児童に係る扶養控除	-37,524	-37,524	
配偶者の扶養控除	-24,840	0	
就学前教育費	-8,000	0	
納付すべき税額	203,952	282,952	79,000

02

移転価格と 税務調査

Transfer Pricing and Tax Audit Risk

移転価格に焦点を当てた税務調査結果

- 移転価格は法人所得税の税務調査において最も重要な分野となっている

Year	Additional Tax Liability (CZK)	Increase of Tax Base (CZK)	Decrease in Tax Loss (CZK)	Number of Tax Inspections
2013	71 759 104	336 386 414	131 267 918	282
2014	59 402 410	259 612 320	244 221 586	347
2015	446 263 377	2 431 935 440	390 970 153	377
2016	886 116 252	4 783 203 802	8 502 980 932	348
2017	189 426 141	1 047 736 706	216 256 686	314
2018	1 215 780 302	5 345 882 863	12 692 002 401	363
2019	355 727 959	2 003 023 023	1 127 107 607	433
2020	1 361 957 662	7 009 851 203	851 460 154	249
2021	604 890 165	2 528 639 791	908 412 747	437
2022	1 038 932 417	4 783 925 162	1 113 634 237	614

公開情報等をもとにKPMG Czechにて作成

移転価格税制の基礎知識

1. 移転価格税制とは

- 企業が海外の関連企業との取引価格を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を税率がより低い他方に移転し、税金費用を最小化することが可能となる
- このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（**独立企業間価格**）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度

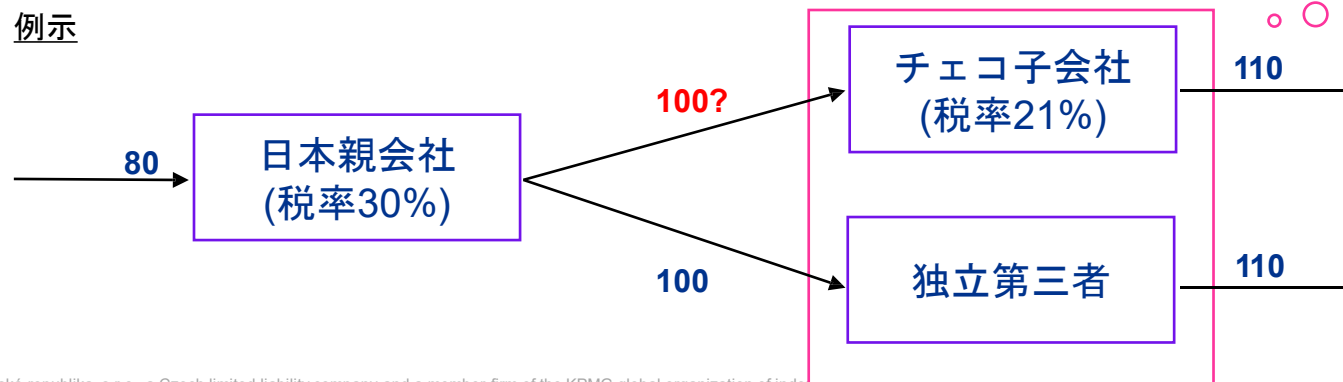
2. 移転価格の決定方法

- OECDガイドライン上の基本三法：要求される比較可能性は厳格、運用は一般的に困難
- 基本三法に準ずる方法や**取引単位営業利益法**、**利益分割法**などが実務的に用いられる

3. グループ間取引価格(100?)の決定要因

- 製品・サービスの特性、契約条件、**機能**、**リスク**、使用資産、経済状況、ビジネス戦略
- 「機能」と「リスク」は移転価格税制上、どのように定義付られるか

例示



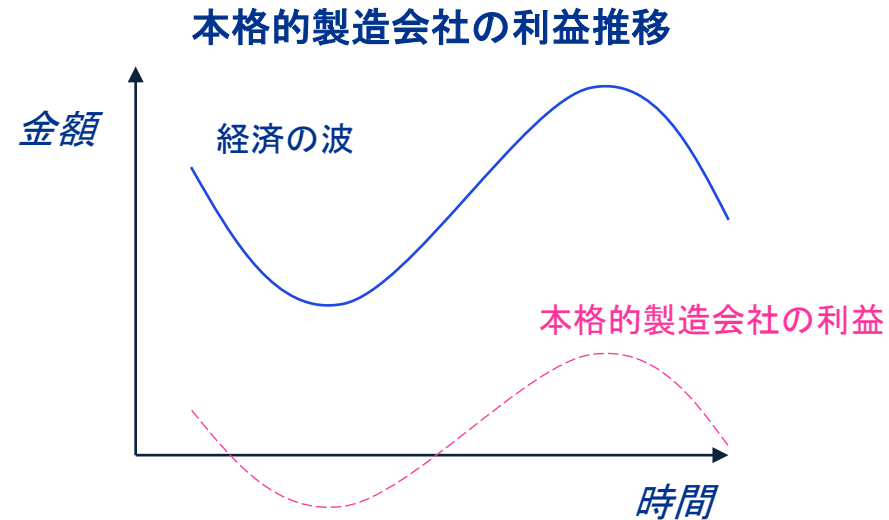
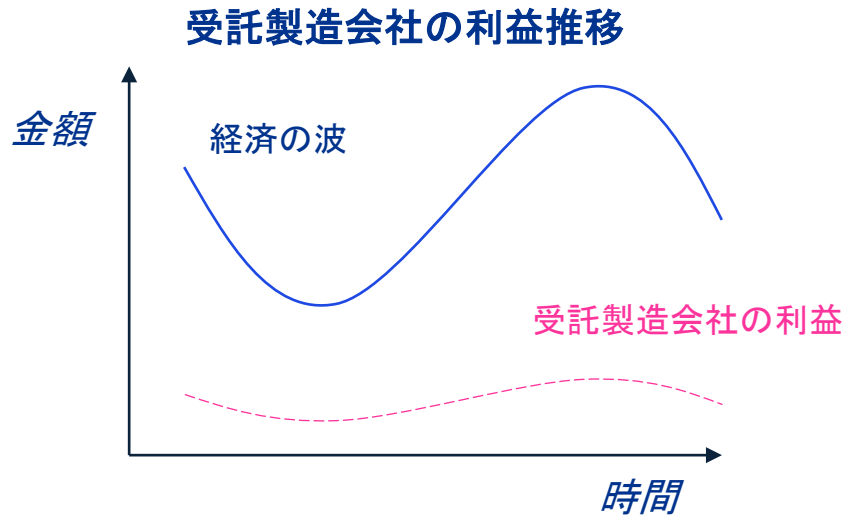
同じ機能・リスクで比較できているか

製造取引における税務当局の動向

- 税務当局は通常、外国の製造事業体をリスクの限定された事業体 (受託製造会社)とみなしている
- いわゆる「親会社の関与」を過大評価する傾向
- 総合的な結果のレベルで移転価格を評価する傾向
- ベンチマーク分析結果の四分位範囲に焦点を当てる—特定された全範囲を受け入れない
- 取引単位に基づく価格設定 (製品ごとの価格) は税務当局が好まない

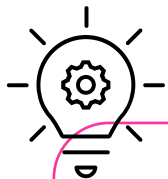
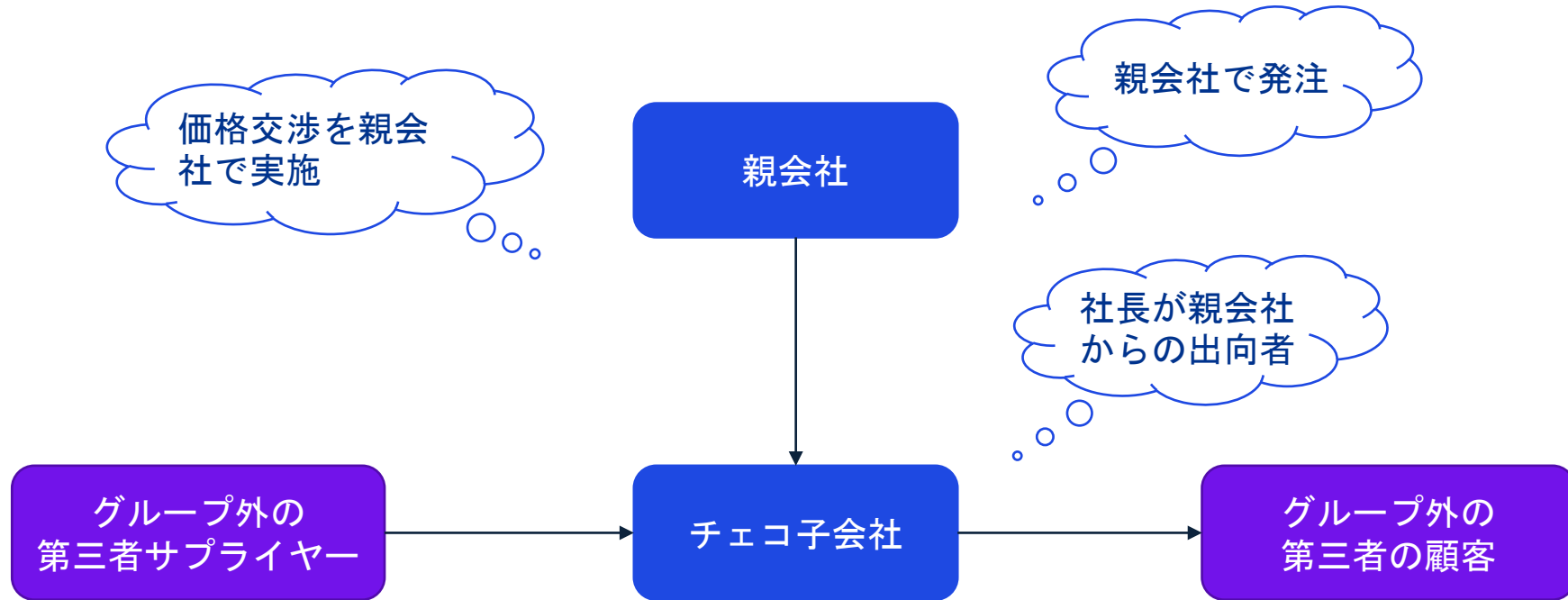
「機能」と「リスク」：受託製造会社/本格的製造会社の区別の違い

- **受託製造会社 (Contract manufacturer)**：機能とリスクが限定的（基本的に生産リスクのみ）
→景気の波に左右されず、一定の利益が計上されるべき
本格的製造会社⇒受託製造会社の再分類が最も影響が大きい！
- **本格的製造会社 (Full-fledged manufacturer)**：機能とリスクが多岐に渡る（価格交渉、マーケティング戦略、研究開発、無形資産、etc.）→子会社の業績は景気の波に左右される



- 本格的製造会社から委託製造会社への再分類が行われた場合、過去の損失が否認される可能性あり
→グループレベルで子会社の機能とリスクが適切に整理されているか要確認

「親会社の関与」の過大評価



- **本社による発注や交渉の結果としての契約上の取り決めから発生する損失（子会社の損失）は当該関連者（本社）によって補填されるべきであり、税務当局による調査の結果、追徴される可能性あり**
- **損失が発生しない場合においても、親会社の関与があることをもって、機能とリスクの再分類を行う（受託製造会社として認定）を行う可能性があり、留意が必要**

(参考) 移転価格文書化の三層構造アプローチ

	①マスターファイル	②国別報告書 (CBCR)	③ローカルファイル
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループの組織図 ・ 事業概要 ・ 保有する無形資産の情報 ・ グループ内金融活動に関する情報 ・ グループ全体の財務状況と納税状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報 ・ 収入・利益・税額・資本金等の財務情報 ・ 従業員数 ・ 有形資産額 ・ 子会社等の名称および主要事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図 ・ 経営戦略 ・ 主要な競合他社 ・ <u>主要な関連者間取引と取引背景</u> ・ <u>移転価格算定根拠</u> ・ 財務諸表
作成会社	親会社が作成	親会社が作成	親・子会社が作成
作成義務 <日本>	前事業年度における連結総収入金額が <u>1,000億円以上である多国籍企業グループ</u>	前事業年度における連結総収入金額が <u>1,000億円以上である多国籍企業グループ</u>	前事業年度において <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外関連者との取引金額（受払の合計額）が50億円以上の場合、または ・ 無形資産取引が3億円以上の場合（ただし、上記以外の者についても同時文書化の義務はないが、税務当局から提出が求められる）
作成義務 <チェコ>	作成は強制されていない	一定の要件を満たす場合は作成が必要	作成は強制されていない。 <u>ただし、税務調査時にローカルファイルの提出を求められた場合は、15日以内に提出する必要あり</u>

- マスターファイル・国別報告書は税務当局間の情報交換により各国で共有
- 最も対応が必要とされるのは、**税務調査に備えた③ローカルファイルの作成・完備**
- 税務調査時にローカルファイルが提出されない場合は、**税務当局が限られた情報で企業の機能・リスクプロファイルを実施**

03

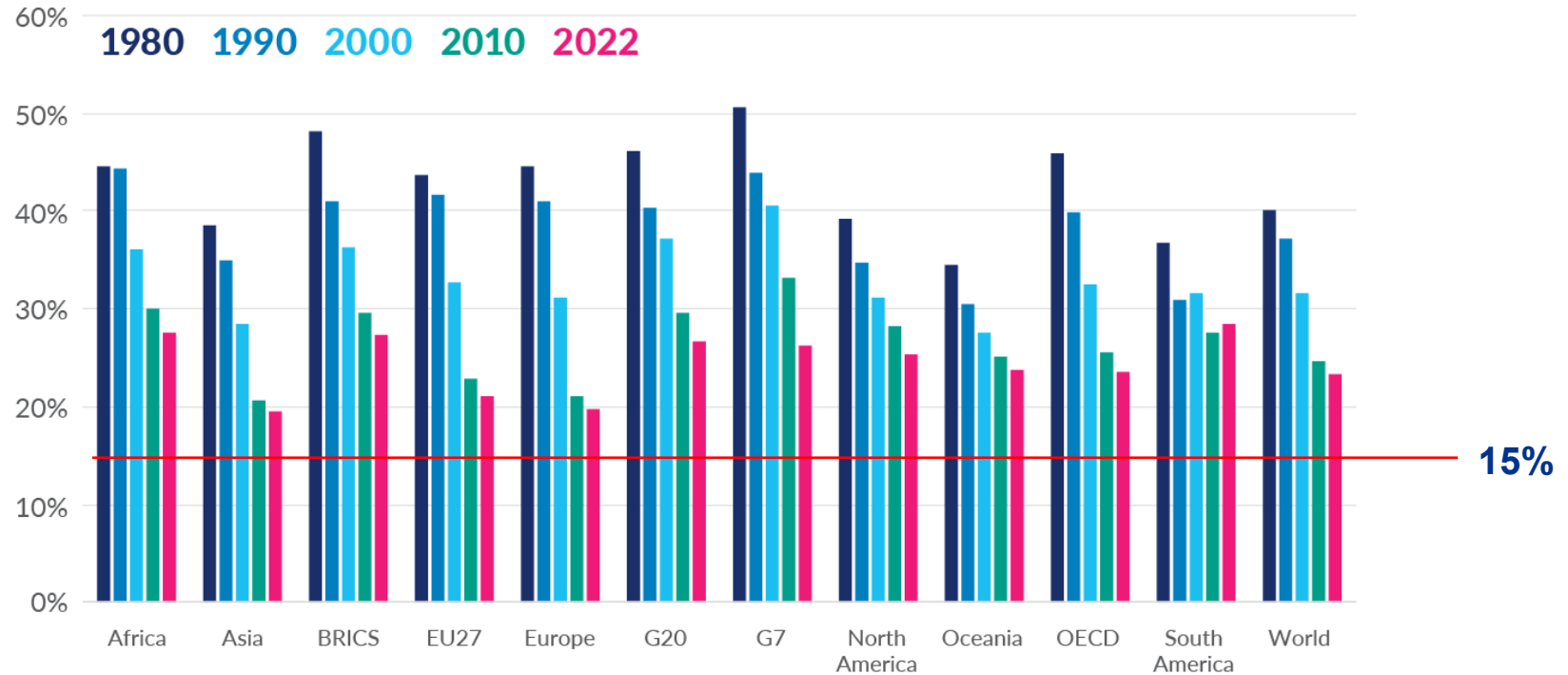
親と子の仁義なき戦い～ グローバルミニマム課税 「第二の柱」のよくある 誤解と解説

Global Minimum Tax “Pillar 2” – Frequent misunderstandings and solutions

グローバルミニマム課税導入の背景

Corporate Tax Rates Have Declined in Every Region over Time

Average Statutory Corporate Income Tax Rate by Region and Decade



Note: The number of countries included in calculated averages varies by decade due to missing corporate tax rates for years prior to 2022; that is, the 1980 average includes statutory corporate income tax rates of 73 jurisdictions, compared to 180 jurisdictions in 2022.

Source: Statutory corporate income tax rates were compiled from various sources.

TAX FOUNDATION

@TaxFoundation

グローバルミニマム課税-よくある誤解



親会社で計算するものでしょ？

チェコの法人税率は最低税率15%を上回っているから関係ないのでは？



申告自体はまだ先の話だから現時点で計算は不要？

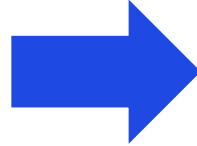
そもそもグループ全体で売上が7億5千万ユーロに届かないから不要？



誤解 その1



トップアップ税
は親会社側で算
定・課税される
ものである”



- ✓ チェコを含むEU諸国では国内トップアップ税（QDMTT）が2023年12月31日以降適用されており、トップアップ（=上乘せ）税が発生する場合はチェコでの納付が必要
- ✓ 実効税率は原則として会社単位ではなく国・地域単位での算定が必要なため、子会社単体で完遂できない可能性がある

グローバルミニマム課税の概要

グローバルミニマム課税とは、実効税率が最低税率（15%）未満の軽課税国・地域にあるグループ会社の所得に対して、最低税率まで**親会社等の国・地域**で課税するというルール

しかし



税の流出を
ブロック！

チェコではIIR及びQDMTTが2023年12月31日以降開始する事業年度より適用される

欧州における導入状況

Legislation enacted

IIR and DMTT: 2024 / UTPR: 2025

Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Czech Republic, Denmark, Finland, France, Germany, Hungary, Ireland, Italy, Liechtenstein, Luxembourg, the Netherlands, Norway, Romania, Slovenia, Sweden, United Kingdom

DMTT: 2024

Switzerland

EU Directive transposition deadline missed:

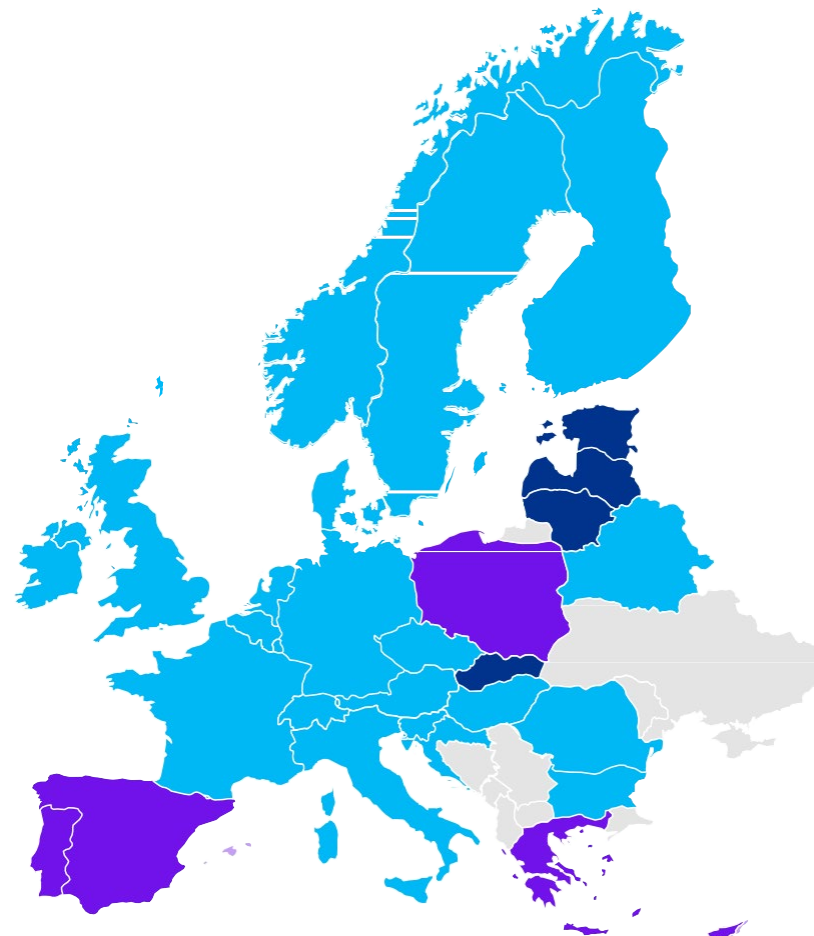
Cyprus, Greece, Poland, Portugal, Spain

Deferred implementation of IIR and UTPR:

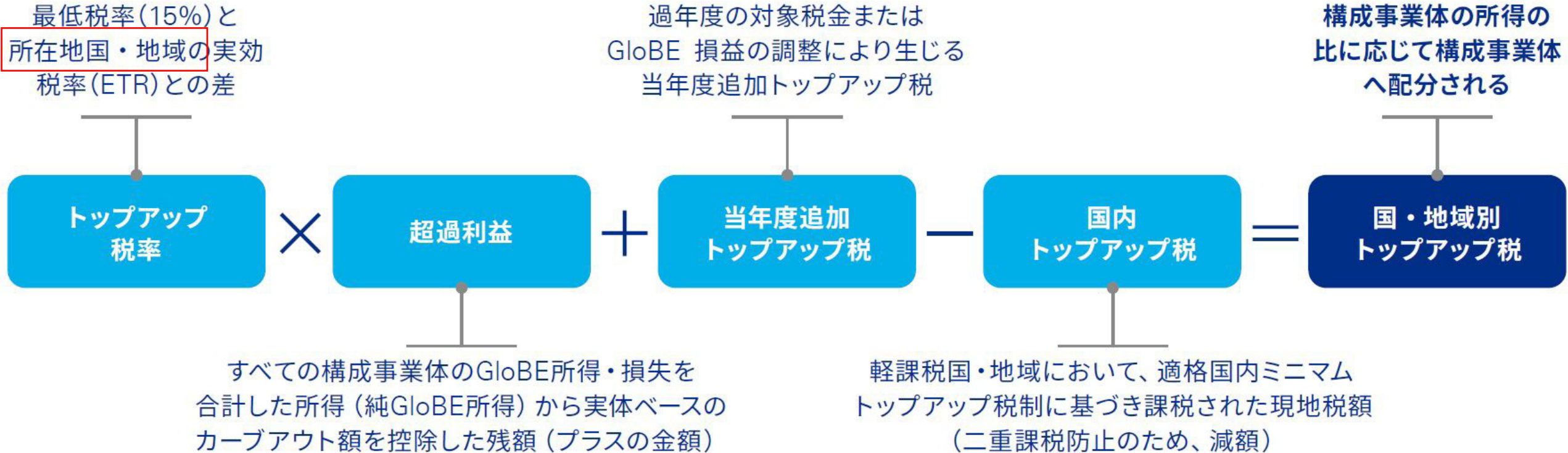
Estonia, Latvia, Lithuania, Malta, Slovakia

Other announcements:

Channel Islands and Isle of Man, Gibraltar

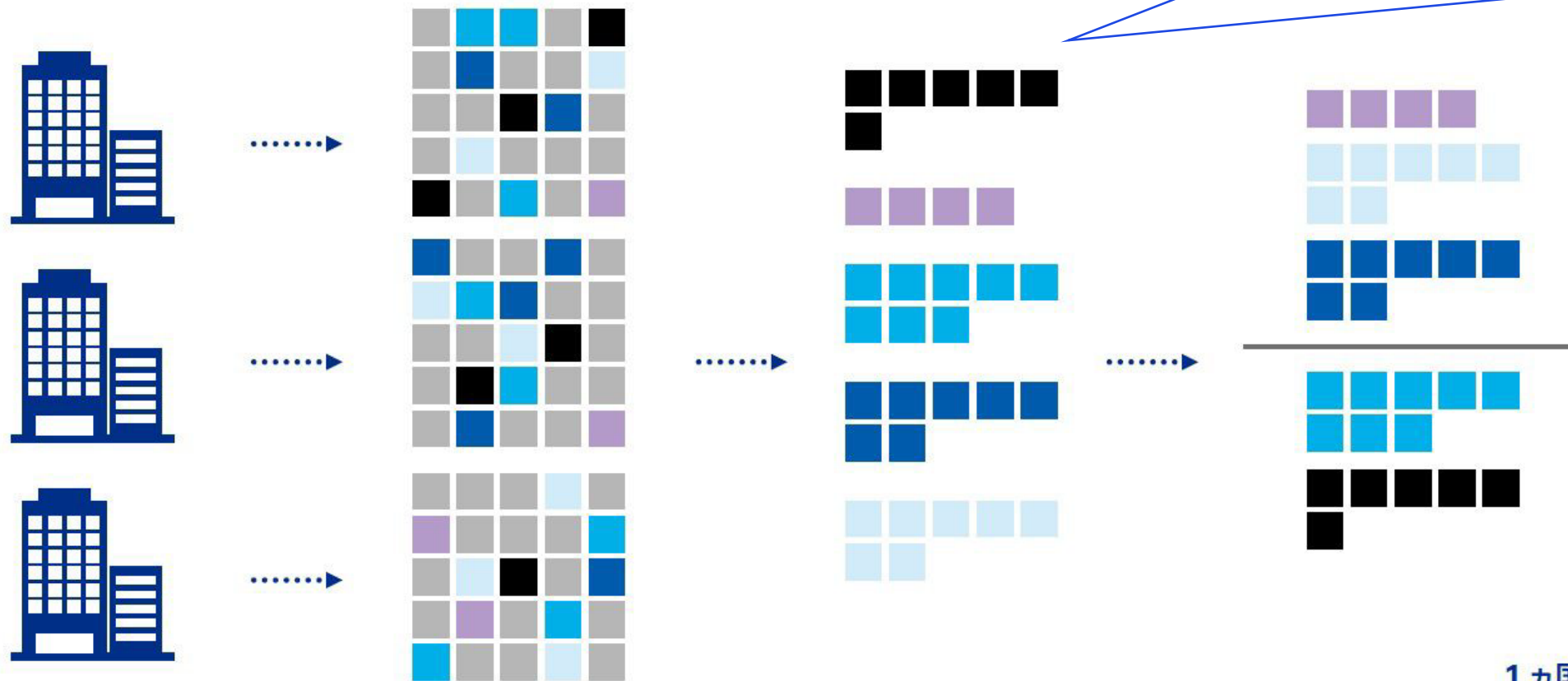


トップアップ税額は以下のように計算される。



実効税率は国・地域単位で算定

各子会社の連結情報を単純合算するのではなく、GloBEルール特有の税金計算項目を切り出し、各要素の調整を行った上で、**国・地域ごとに**合計して実効税率の算定式に当てはめる必要あり！

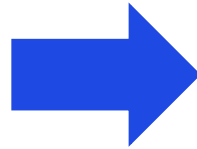


これでようやく
1カ国・地域のGloBEルール
税金計算が可能に

誤解 その2



法人税率が最低税率15%を上回っている国であれば影響は無い”



- ✓ 投資インセンティブやその他の税額控除により、会社によっては実効税率が最低税率（15%）を下回ってしまう可能性あり
- ✓ 実効税率が最低税率を下回っているかor上回っているかどうかは、実際に計算してみないと分からない
- ✓ 税率を乗じる対象となる超過利益の算定に当たっては免除措置（カーブアウト）が設けられており、計算の結果、Globe所得が発生しない可能性も

実効税率(ETR)は国・地域ごとに計算する。
同じ国・地域に複数事業体がある場合、分子も分母も合計額となるため非常に煩雑な作業となる

ETR

調整後対象税金
Adjusted Covered Taxes

純 GloBE 所得
Net GloBE Income

- 1) 財務会計上の当期税金費用
- 2) +/- 一時差異等の調整
- 3) +/- CFC 税、分配税等の配分
- 4) +/- 申告後の一定の調整

- 1) 財務会計上の純利益・損失
- 2) +/- GloBEルール上の調整
- 3) +/- 恒久的施設、フロー・スルー事業体等への配分

特例適用前個別計算所得等の金額の計算のための加減算調整

①	モデル ルール	調整項目	法人税法施行令第155条の18				
			2項	加算調整額	3項	減算調整額	
①	3.2.1(a)	税金費用純額	1号	当期純損益金額に係る費用の額としている金額	1号	当期純損益金額に係る収益の額としている金額	
②	3.2.1(b) AG2.3	除外配当	-	-	2号	当期純損益金額に係る収益の額としている金額	
③	3.2.1(c)	除外 資本 損益	一定の所有持分の特価評価損益	2号	当期純損益金額に係る損失の額としている金額	3号	当期純損益金額に係る利益の額としている金額
			所有持分の持分法による損益	3号	当期純損益金額に係る損失の額としている金額	4号	当期純損益金額に係る利益の額としている金額
			一定の所有持分の譲渡損益	4号	当期純損益金額に係る損失の額としている金額	5号	当期純損益金額に係る利益の額としている金額
④	3.2.1(d)	再評価法によって含められる損益 (有形固定資産の時価評価損益)	5号	その他の包括利益 (OCI) の項目の額に算入される利益の額	6号	その他の包括利益 (OCI) の項目の額に算入される損失の額	
⑤	3.2.1(f)	非対称外国為替差損益 (会計機能通貨と税務機能通貨が異なる 場合の外国為替差損益)	6号	次に掲げる金額の合計額 (1) 会計・税務機能通貨間の為替変動による税務上の 利益の額とされている金額 (2) 会計・税務機能通貨間の為替変動による当期純損 益金額に係る損失の額としている金額 (3) 第三通貨・会計機能通貨間の為替変動による当期 純損益金額に係る損失の額としている金額 (4) 第三通貨・税務機能通貨間の為替変動による利益 の金額	7号	次に掲げる金額の合計額 (1) 会計・税務機能通貨間の為替変動による税務上の 損失の額とされている金額 (2) 会計・税務機能通貨間の為替変動による当期純損 益金額に係る利益の額としている金額 (3) 第三通貨・会計機能通貨間の為替変動による当期 純損益金額に係る利益の額としている金額 (4) 第三通貨・税務機能通貨間の為替変動による損失 の金額	
⑥	3.2.1(g)	政策上の 否認費用	違法とされる金銭、物品その 他の財産上の利益の供与	7号	当期純損益金額に係る費用の額としている金額	-	-
			5万ユーロ以上の罰金等	8号	当期純損益金額に係る費用の額としている金額	-	-
⑦	3.2.1(h)	過去の誤り等の訂正及び 会計処理の基準の変更	9号	期首の純資産の額の増加額	8号	期首の純資産の額の減少額	
⑧	3.2.1(i) AG2.5	発生年金費用 (収益)	費用	10号	(1)の金額が(2)の金額を超える場合の超過額 (1) 当期純損益金額に係る費用の額としている金額 (2) 年金基金に対し支払う掛金の金額	9号	(1)の金額が(2)の金額を超える場合の超過額 (1) 年金基金に対し支払う掛金の金額 (2) 当期純損益金額に係る費用の額としている金額
			収益	11号	年金基金から支払を受けたものの金額	10号	当期純損益金額に係る収益の額としている金額
⑨	3.2.4	適格給付付き税額控除額 ・非適格給付付き税額控除額	12号	適格給付付き税額控除に関して、当期純損益金額に係る 収益の額としない金額	11号	非適格給付付き税額控除に関して、当期純損益金額に 係る収益の額としている金額	
⑩	3.2.7	グループ内金融取決めに係る費用	13号	当期純損益金額に係る費用の額としている金額	-	-	

モデルルール4.2.1	法令・法規	我が国における具体例	外国における具体例
(a) 構成事業体の所得若しくは利益又は当該構成事業体が所有持分を保有する構成事業体の所得若しくは利益の割合に関して当該構成事業体の財務諸表に計上された租税	① 国又は地域の法令における構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する法人税又は法人税に相当する税 (②を除く。) <法令155の34①一>	・ 各事業年度の所得に対する法人税、地方法人税 (各事業年度の所得に対する法人税に係る部分に限る。) ・ 法人住民税 (法人税割)、法人事業税 (所得割)	・ 左に相当する税 ・ 銀行業、石油ガスの探査・生産などの活動から生ずる純所得に課される税
(b) 適格分配時課税制度に基づいて分配利益、みなし分配利益及び事業外経費に対して課された租税	② 適格分配時課税制度 (我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定により、会社等の課税期間 (当該会社等の株主等に対して当該会社等の利益の分配のあった日又は分配があったものとみなされる日の属する課税期間に限る。))において、分配のあった又は分配があったものとみなされる当該利益に対して基準税率以上の税率で法人税に相当する税を課することとされていることその他一定の要件を満たす制度をいう。)により課される税 <法令155の34①二、法規38の27①>	-	エストニア、ラトビア及びジョージアの法人所得税
(c) 一般的に適用可能な法人所得税の代わりに課される租税	③ ①の税と同一の税目に属する税で、構成会社等又は共同支配会社等の特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの <法令155の34①三> ④ 構成会社等又は共同支配会社等の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、その構成会社等又は共同支配会社等の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税 <法令155の34①四>	所得税 (源泉徴収)、復興特別所得税 (源泉徴収)	左に相当する税
(d) 利益剰余金及び会社資本を参照して課税される租税 (所得及び資本に基づく複数の構成要素に対する租税を含む)	⑤ 構成会社等又は共同支配会社等の利益剰余金その他の純資産に対して課される税 (構成会社等又は共同支配会社等の所得と利益剰余金その他の純資産とに対して課される税を含む。) <法令155の34①五、法規38の27②>	法人事業税 (資本割)	左に相当する税、サウジアラビアのザカート
	対象租税に該当しない税	法人住民税 (均等割)、法人事業税 (付加価値割)、附帯税	左に相当する税

国税庁「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ & A」(2023年12月)より抜粋



セーフハーバー・テストの概要

- ✓ 2024年度～2026年度までの移行期間において適格CBCRに基づくセーフハーバー（免除措置）が認められる
- ✓ 以下のいずれかに該当する場合、当該国・地域におけるトップアップ税の金額はゼロとなる
- ✓ 移行期間後の恒久的なセーフハーバーも現在議論中

その他、QDMTT
セーフハーバーなど
複数の経過措置あり

01

デミニマス
テスト

- 各国・地域において総収入金額が10百万ユーロ未満および税引前利益（損失）が1百万ユーロ未満の場合に充足する。これらの金額はその会計年度の適格CbCRにて報告されている必要がある。
- このテストは、GloBEモデルルールでのデミニマス基準に類似するが、デミニマス基準に適用される3年間の平均ではなく、**単年度**に適用される。

出所:KPMG作成

02

簡易ETR
テスト

- 各国・地域の簡易ETRは、以下のように算出し、これが移行税率以上である場合に充足する。

$$\text{簡易ETR} = \frac{\text{簡易対象税金}}{\text{税引前利益(損失)}}$$

- 簡易対象税金は、適格財務諸表の**当期税金費用、繰延税金費用に一定の調整を加えて算定する。**
- 移行期間ごとに定められる税率（移行税率）は以下のとおりである。

2024年度	2025年度	2026年度
15%	16%	17%

03

通常利益
テスト

- 各国・地域の**実質ベースの所得除外額**が、適格CbCRの税引前利益を上回る場合に充足する。
- 適格CbCRの**税引前利益がゼロ以下（損失）**である場合に適用される。
- 実質ベースの所得除外額は、GloBEモデルルールにおける給与費用および有形資産の帳簿価額に基づいて算出され、簡便的に計算することはできない。

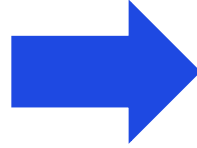
※CbCR:適格国別報告書

人件費の一定割合＋有形資産帳簿価額の一定割合

誤解 その3



トッパーアップ税
は申告時に計算
すればよい”



- ✓ 適用する会計基準によっては四半期ごとに計算する必要あり
- ✓ 期末時には、決算短信・有価証券報告書等の提出に合わせられるようスケジュールを組むことが重要

3月決算会社の場合※3		2024年3月期				2025年3月期				2026年3月期			
		1st	2st	3rd	年度	1st	2st	3rd	年度	1st	2st	3rd	年度
日本の 会計基準	税効果の認識※1	税効果の認識不要				→							
	法人税等の認識	企業会計基準委員会にて検討中※4											
指定国際 会計基準	繰延税金の認識※1	税効果の認識不要				→							
	繰延税金の認識および 開示に係る例外規定を 適用している旨の注記※2	例外規定適用の旨の注記				→							
	第2の柱法人所得税に関する エクスポージャーの注記※2					○ エクスポージャー注記							
	当期税金のPL計上					当期税金のPL計上				→			
	当期税金のPL計上額の開示※2					当期税金の個別開示				→			

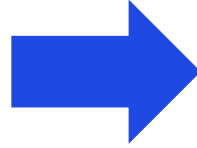
1年3ヶ月後に
申告（初年度
は1年6ヶ月）

※1：見直しが行われるまでの暫定的な取扱いのため、新たな取扱いが公表された場合、そちらが適用されます。
 ※2：実際に開示を行うかは、重要性等や期中財務報告であればIAS第34号「期中財務報告」に従った判断が必要です。
 ※3：国際最低課税額に対する法人税・地方法人税の適用対象となる2024年4月1日以後開始事業年度が、最初の課税対象年度となる場合を想定しています。
 ※4 実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」において、四半期では計上不要とする旨提案中

誤解 その4



連結売上高が
750百万ユーロ
を超えない企業
には影響がない”



- ✓ 連結対象ではない場合（JV、連結対象外子会社）も対象に含まれる
- ✓ 今は該当せずとも、買収や合併時に思わぬ影響が出る場合もある

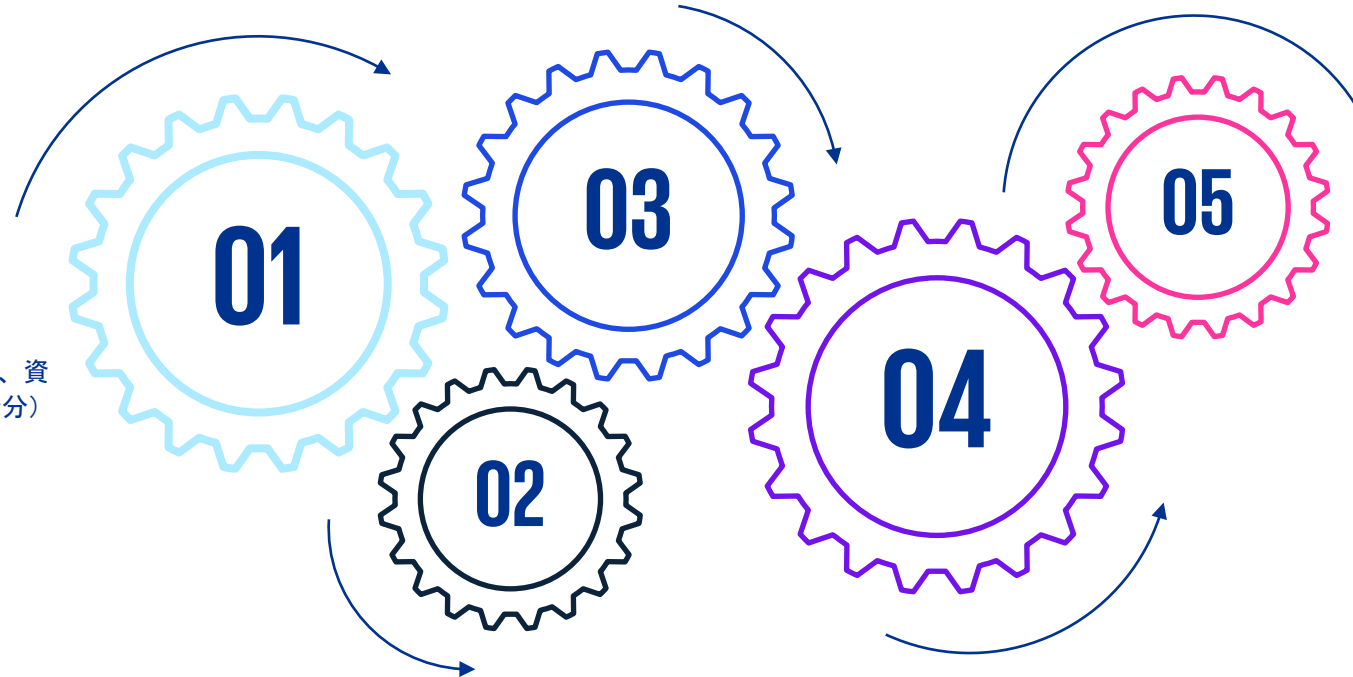
まとめ：どう進めるべきか

Top-up税計算に必要な情報収集

- ・ 親と子双方の歩み寄りが必要
- ・ 今後の情報共有プロセスの構築

企業グループの全体像の理解・整理

- ・ 国・地域における構成単位の把握、資本関係の整理（含JV、少数株主持分）
- ・ 資本関係の変更などの有無
- ・ 今後の買収計画の有無



Safe Harbourの適用可否

- ・ 適格CBCRの利用可否の確認
- ・ 利益要件、税率要件の該当有無
- ・ とりあえず自社だけで試してみる
（特に超過利益の算定）

財務報告・税務申告に向けたスケジュール管理

- ・ 年度（または四半期ごと）の情報共有の方針決定
- ・ 親会社申告タイミングのすり合わせ
- ・ 税金負債の各社への割当て
- ・ QDMTT 申告の準備

キャッシュマネジメント

- ・ 業績管理への影響
- ・ 投資インセンティブの見直し
- ・ 法人格の整理、組織再編

Contacts

ご清聴ありがとうございました

Tax



Pavel Gorel

Partner

pgorel@kpmg.cz

+420 222 123 553



Tomáš Kroupa

Partner

tkroupa@kpmg.cz

+420 222 123 623

Legal

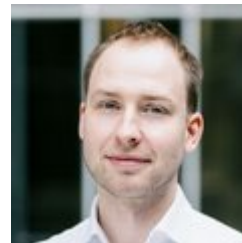


Viktor Dušek

Director, KPMG
Legal

vdusek@kpmg.cz

+420 222 123 746



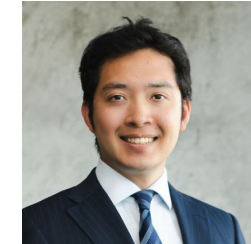
Ladislav Karas

Manager, KPMG
Legal

lkaras@kpmg.cz

+420 222 123 746

Japan desk



末正 響

Manager

公認会計士（日本）

hibikisuemasa@kpmg.cz

+420 222 123 120



“The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation. In preparing this presentation KPMG has relied on publicly available information and disclaims all responsibility as to the validity or correctness of this information.”